

取扱区分：「公開」

令和2年第4回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和2年4月10日（金）10時00分

於：周南市役所 2階共用会議室 G

令和2年第4回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和2年4月10日(金) 午前10時08分～10時50分

2 場所 周南市役所 2階 共用会議室 G

3 会議に付した議案

議案第12号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第13号	農地法第5条の規定による許可申請について	6件
報告第9号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	12件
報告第10号	非農地証明について	12件
報告第11号	農地所有適格法人報告書の提出について	6件

4 出席委員

第1番 竹安昌巳君	第2番 林俊一君
第4番 藤原典子君	第5番 岩田実君
第6番 弘中壽君	第7番 山崎光夫君
第8番 徳本勉君	第9番 秋貞啓子君
第10番 佐伯伴章君	第12番 田中榮作君
第13番 藤井孝君	第14番 原田雅之君
第16番 笠井保雄君(会長職務代理者)	

5 欠席委員

第3番 松田孝行君	第11番 高橋恵君
第15番 歳光時正君	

6 事務局職員

局 長	久 野 哲 郎	次 長	原 田 省 二
次長補佐	時 重 智 一	書 記	重 岡 のぞみ

事務局長

まず、定足数の報告です。

本日の総会の出席委員は16名中13名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数、過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第3番松田孝行委員、第11番高橋恵委員、第15番 歳光時正委員の3名で、同会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

また、既にお配りしております議案書につきまして、二箇所訂正がございます。

まず、各議案、各報告の右上に記載しております内容につきまして、西田会長のお名前になっておりますので、会長職務代理者 笠井保雄様に訂正となります。

併せて、2ページの番号3、表の真ん中あたり、地種の欄です。3種と記載しておりますが、正しくは2種でございます。お詫びして訂正させていただきます。

それでは、議長よろしく申し上げます。

開会（10時08分～）

議長

（笠井会長職務代理者）

皆さん、おはようございます。

それでは、令和2年第4回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第8番、徳本 勉委員、第14番、原田 雅之委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第12号を事務局より説明をお願いします。

事務局長

議案書の1ページ、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請に

ついて」は、1議案3件です。

それでは、1番で所在地は、記載のとおりで、地目は田、1筆の1, 140平方メートルです。

権利移動は、所有権移転で、理由については、譲渡人は、高齢のため耕作が困難で耕作者もいないため、譲受人は、自分の耕作地と隣接しており譲り受けるものです。

取得後の農地は、約74アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項その他各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しています。

以上です。

議長

(笠井会長職務代理者)

第5番 岩田 実委員

地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

議案第12号1番について補足説明します。

本申請は売買による権利移動になります。

地目は田、面積は1, 140平方メートルです。

現地は西側入り口付近にバラスが敷かれていました。

残りの大部分は耕されて果樹の苗木が植え付けられていました。

3月28日、譲受人、譲渡人双方で現地にて意思確認をしました。

譲渡人は高齢者で後継者もなく、耕作もできないので譲渡することにしたそうです。

譲受人は隣接農地でもあり譲り受けることにしたそうです。

農機具等もそろっており、営農には問題ないと思われます。

申請書、位置図、営農計画は先ほどの事務局の説明通りです。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

(笠井会長職務代理者)

1番の案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がありませんので、議案第12号1番につきまして、採決を行い

ます。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

次に、2番を事務局より説明をお願いします。

事務局長

それでは、2番で所在地は、記載のとおりで、地目は畑、1筆の971平方メートルでございます

権利移動は、所有権移転で、理由については、譲渡人は、遠方に居住で農地を管理できないため、譲受人は、自宅に隣接しており、以前から農作物を作っているため譲り受けるものです。

取得後の農地は、約78アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項その他各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しています。

以上です。

議長

(笠井会長職務代理者)

地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

第2番 林 俊一委員

議案第12号2番について、現地確認の結果を報告いたします。

去る3月29日に譲渡人とは遠方のため電話で、譲受人とは現地にて面談いたしました。

地目は畑で数年前から譲受人が借用して野菜等を作っておられて今も野菜等を植えられておりました。

譲渡人は遠方に居住しており農地の管理が出来ないため、このたび畑を譲渡したいということでもあります。

譲受人は夫婦で農作業をしており、申請地も自宅に隣接して通作距離も問題ないことから、譲渡人の申し出により譲り受けたいということでもあります。

。

農機具等も完備されており、何ら問題もないと思われますので、ご審議の

ほど、よろしく願いいたします。

議 長

(笠井会長職務代理者)

2番の案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がありませんので、議案第12号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

次に、3番を事務局より説明をお願いします。

事務局長

それでは、3番で所在地は、記載のとおりで、地目は田、1筆の1、358平方メートルでございます

権利移動は、所有権移転で、理由については、譲渡人は、耕作が困難なため、譲受人は、相手方の要望により、経営規模を拡大し営農の安定を図るため譲り受けるものです。

取得後の農地は、約149アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項その他各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しています。

以上です。

議 長

(笠井会長職務代理者)

第5番 岩田 実委員

地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

議案第12号3番について補足説明します。

本申請は売買による権利移動になります。

地目は田、面積は1、358平方メートルです。

現状は2枚に分かれて、300平方メートルは水田として耕作されて、

1、058平方メートルは畑地として2年前まで耕作されて草刈はされていきました。

3月27日に譲受人、譲渡人双方で現地にて意思確認をしました。

譲渡人は県外在住で、今後も管理が出来ないので今まで管理してもらった譲受人にお願いしたそうです。

譲受人は耕作地が隣接し今まで耕作しており、申出に応じたとのことでした。

尚、譲受人は高齢ですが、農作業は長男夫婦が主にされており、問題ないと思われま

す。申請書、位置図、分間図、営農計画書は先ほど事務局の説明通りです。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

(笠井会長職務代理者)

3番の案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がありませんので、議案第12号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

次に、議案第13号を事務局より説明をお願いします。

事務局次長

議案書の2ページ、3ページ、議案第13号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、1議案6件です。

それでは、1番です。申請人は、記載のとおりで、転用目的は、太陽光発電事業のために、太陽光パネル300枚を設置し、パネル設置面積527.43平方メートル、発電出力は49.5キロワットです。

譲渡人は、遠方に居住し申請地での耕作が難しい状況のところ、申請人が太陽光発電事業に適した用地を探していたため、譲渡人へ売買を申し込み、今回の申請になったものです。

申請地は、夜市支所から南西へ約1.3キロメートルに位置し、所在、地目地積は、記載のとおりです。

分間図、土地利用計画図、写真等については、配布資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、J R山陽本線戸田駅から東へ約200メートルに位置し、農地区分は、概ね300メートル以内に鉄道の駅がある第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書の必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上です。

議長

(笠井会長職務代理者)

第5番 岩田 実委員

地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

議案第13号1番について補足説明します。

本申請は、譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

地目は田、面積は1,018平方メートルです。

3月28日、県外在住の譲渡人と連絡を取り意思確認をし、地元で管理されている方と現地確認をしました。

現状は昨年秋まで水田として管理されていました。

3月30日、譲受人である太陽光発電業者とは電話にて意思確認をしました。

申請書、位置図、分間図、被害防除計画書、事業計画書、土地利用計画図は先ほどの事務局の説明通りで、問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

(笠井会長職務代理者)

1番の案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がありませんので、議案第13号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

事務局次長

次に、2番を事務局より説明をお願いします。

それでは、2番です。申請人は、記載のとおりで、転用目的は、駐車場として、29台分の駐車スペースを計画するものです。

申請人は、経営する会社の社員用駐車場が不足しており、申請地の譲渡を申し入れたところ、譲渡人も申請地の管理に困っていたため、これに応じたものです。

申請地は、熊毛総合支所から西へ約660メートルに位置し、所在、地目地積は、記載のとおりです。

地籍図、土地利用計画図、写真等については、配布資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、申請地が都市計画法による用途地域である第一種住居地域に存在している第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書の必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上です。

議長

(笠井会長職務代理者)

第14番 原田雅之委員

地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

議案第13号2番について補足説明いたします。

去る、3月30日に現地確認、コロナウイルスの関係もあって4月4日に譲受人と電話にて、4月5日に譲渡人と電話にて意思確認いたしましたので報告いたします。

申請地は、国道2号線に面しており、人車とも交通量が多く農業機械の出入りが非常にやりにくい印象で、現状、草が刈られておりました。

譲渡人の話では、親の代から約30年耕作しておらず、苦情の無いように草刈、ゴミ拾いをしているとのことでした。

現在は水路もなくなり、田として活用するのはほぼ不可能な状態でした。

農業後継者もおらず高齢にもなり管理も難しくなってきたため、この度、譲受人の申し出に応じることでした。

譲受人は申請地から120メートル程の所に会社事務所を移転したものの、駐車場が狭く従業員等の車の駐車方法に苦慮しているとのことでした。

事務所周辺で用地を探したところ、国道との接続も良い申請地が最適と考え取得したいとのことでした。

周囲は店舗兼住宅、道路、線路で周辺農地への影響もなく、事業計画書、平面図、被害防除計画書に添って調査いたしました。特に問題はないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

(笠井会長職務代理者)

2番の案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がありませんので、議案第13号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

次に、3番を事務局より説明をお願いします。

事務局次長

それでは、3番です

申請人は、記載のとおりで、転用目的は、太陽光発電事業を行うために、パネル設置面積652.71平方メートル 太陽光パネル376枚を設置し発電出力49.5キロワットです。

譲渡人は、申請地での耕作の予定がなく、譲受人が太陽光発電事業に適した用地を探していたところ、今回の申請になったものです。

申請地は、戸田支所から南へ約1.1キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりです。

分間図、土地利用計画図、写真等については、配布資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地です。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書の必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上です。

議 長

(笠井会長職務代理者)

第5番 岩田 実委員

地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

議案第13号3番について補足説明します。

本申請は太陽光発電事業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

地目は田で2筆合計1,229平方メートルです。

現状は雑草が茂っており耕運機も雨ざらしで数年前から耕作された様子はありません。

4月3日、譲受人である太陽光発電業者さんとは電話にて意思確認をしました。

3月28日と30日に、申請書に記入されている譲渡人の電話番号へ留守番電話にメッセージを残すのですが、昨日まで連絡はありませんでしたが、事務局次長に代理人である行政書士の方に連絡していただき、本人からも連絡があり、意思確認をすることができました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

(笠井会長職務代理者)

3番の案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がありませんので、議案第13号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

次に、4番を事務局より説明をお願いします。

事務局次長

それでは、4番です。申請人は、記載のとおりで、転用目的は、太陽光発電事業を行うために、太陽光パネル216枚を設置し、パネル設置面積413.97平方メートル、発電出力は49.5キロワットです。

譲渡人は、申請地での耕作および管理が困難となり、譲受人が太陽光発電事業を行う自己所有の土地がなく用地を探していたことで、今回の申請になったものです。

申請地は、須々万支所から南へ約1キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりです。

分間図、土地利用計画図、写真等については、配布資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地です。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書の必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上です。

議長

(笠井会長職務代理者)

地区担当委員が欠席のため、事務局から現地調査及び補足説明をお願いします。

事務局次長(代読)

3月29日に現地にて確認いたしましたので報告します。

尚、譲受人・譲渡人共に遠方のため電話にて確認しました。

現地は長い間耕作されてなく、雑草が繁茂していました。

譲渡人は遠方に居住で今後も管理が困難であることから、太陽光発電事業の話を受け譲渡することにし、今回の申請になりました。

書類等も完備されていますので、問題ないと思われま。

議長

(笠井会長職務代理者)

4番の案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がありませんので、議案第13号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

次に、5番を事務局より説明をお願いします。

事務局次長

それでは、5番です。申請人は、記載のとおりで、転用目的は、太陽光発電事業を行うために、太陽光パネル128枚を設置し、パネル設置面積245.31平方メートル、発電出力は22キロワットです。

譲渡人は、申請地での耕作および管理が困難となり、譲受人が太陽光発電事業を行う自己所有の土地がなく用地を探していたことで、今回の申請になったものです。

申請地は、須々万支所から南へ約870メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりです。

分間図、土地利用計画図、写真等については、配布資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地です。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書の必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上です。

議長

(笠井会長職務代理者)

地区担当委員が欠席のため、事務局から現地調査及び補足説明をお願いします。

事務局次長(代読)

3月29日に譲渡人と現地にて確認しましたので報告します。

尚、譲受人は遠方のため電話にて確認しました。

譲渡人は高齢で耕作も困難になり、現地は雑草で繁茂していました。

今後も管理が困難であることから太陽光発電事業の話を受け、譲渡することにし今回の申請になりました。

書類等も完備されていますので、問題ないと思われます。

議 長

(笠井会長職務代理者)

5番の案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がありませんので、議案第13号5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、5番は許可と決定いたします。

次に、6番を事務局より説明をお願いします。

事務局次長

それでは、6番です。申請人は、記載のとおりで、転用目的は、自己用住宅の建設です。

現在の借家が手狭となり子供ができた後のことや、将来的に祖父や両親の介護も考え、祖父の土地を借り受け、この度の申請になったものです。

申請地は、湯野支所から南西へ約660メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりです。

分間図、土地利用計画図、写真等については、配布資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地です。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書の必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上です。

議 長

(笠井会長職務代理者)

地区担当委員からの現地調査及び補足説明をお願いします。

第6番 弘中 壽委員

議案第13号6番について補足説明します。

当申請地は1,001平方メートルの内498平方メートルを申請人の祖父の所有する農地を使用貸借によって、住宅建設用地に転用するものであります。

申請者はすでに祖父の農地を貸借して農業経営を行っていますが、将来においては更に贈与なり相続を受けて農業に専従する計画であります。

よって、ここに住居を構え永住するものであります。

尚、申請に当たっての諸事項に亘る書類は完備されております。

以上、調査報告いたします。

ご審議ください。

議 長

(笠井会長職務代理者)

6番の案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がありませんので、議案第13号6番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、6番は許可と決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

次に、報告事項に入ります。

報告第9号及び第10号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の4ページから10ページをお願いします。

報告第9号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」は、12件、報告第10号「非農地証明について」は、12件、報告第11号「農地所有適格法人報告書の提出について」は、事業年度終了後3ヶ月以内に報告するもので、6件です。

いずれも内容については、記載のとおりで、添付書類も含め完備しており

ましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

非農地証明については、現地も確認のうえ、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明を行い、法人についても、要件を充たしておりましたので、ご報告します。

以上です。

議 長

(笠井会長職務代理者)

以上で、報告第9号、第10号及び第11号を終わります。

次に、議事日程第3、会長の互選について、を事務局より説明をお願いします。

事務局長

この度の故西田会長のご逝去に伴い、新たに会長を選出しなければなりません。

周南市農業委員会規程第2条により「会長が欠けたときは、その欠けた日から30日以内に選挙を行わなければならない」と規定されております。

また、会長の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項により「会長は、委員が互選した者をもって充てる」となっております。

互選の方法につきましては、投票で決める選挙の方法と、話し合いで全員の同意により決める指名推薦の方法の二通りがございます。

ちなみに、前回（平成30年6月）の会長の互選は、指名推薦の方法がとられ、まず、徳山地域から2名、新南陽・熊毛・鹿野の各地域から、それぞれ各1名、計5名（奇数）の選考委員を選出し、その後の話し合いにより会長が推薦されました。

なお、話し合いによる指名推薦の場合、意見がまとまらない、あるいは、全員の同意が得られないときは、指名推薦を取り止め、改めて投票で決めることとなります。

以上です。

議 長

(笠井会長職務代理者)

ただ今、事務局より説明がありましたが、まず、互選の方法について、指名推薦、あるいは投票のいずれかになります。ご意見、ご質問はございま

せんか。

(推薦で決めたらいいという発言)

ただ今、推薦という意見がございましたが、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、話し合いによる指名推薦により、会長を決定することといたします。

次に、指名推薦の方法ですが、時間短縮も考慮し、選考委員は幹事会のメンバーにさせていただこうと思いますが、本日、松田委員さんが欠席されていますので、鹿野地域からは、林委員さんを選考委員として、いかがでしょうか。

(よいとの声あり)

それでは、選考委員は、幹事と鹿野地域から林委員さんとすることについて、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がございませんので、選考委員は、幹事と林委員さんとすることに決定いたします。

それでは、選考委員の皆様は、会長の指名推薦について、共用会議室Eで協議をお願いいたします。

他の委員さんは、暫時休憩といたします。

(選考委員による協議)

議 長

(笠井会長職務代理者)

それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

選考委員代表者の方は、協議結果の発表をお願いいたします。

選考委員の代表者

(原田委員)

お待たせしました。

選考委員会で協議した結果、会長として、笠井会長職務代理者さんを推薦することに決定しましたので、ご報告します。

議 長

ただ今、選考委員による協議の結果、会長を私、笠井とする推薦がありま

(笠井会長職務代理者)

した。

会長を私笠井とすることについて、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がありませんので、会長を私、笠井とすることについて、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がございませんので、会長を私笠井とすることに決定いたします。

また、私は会長を引き受けることを承諾いたします。

(拍手)

ありがとうございました。

事務局長

ご審議の結果、会長に笠井会長職務代理者さんが選出されました。

これに伴いまして、会長職務代理者が不在となりますので、新たに会長職務代理者を互選することになります。ここで、追加日程第4として、会長職務代理者の互選について、を協議していただきたいと思います。

議長 (笠井会長)

このことについて、選考委員代表者の方から発言をお願いいたします。

選考委員の代表者
(原田委員)

選考委員会で協議した結果、会長職務代理者として、田中委員さんを推薦することに決定しましたので、ご報告します。

議長 (笠井会長)

それでは、議事日程第4について、お諮りします。

選考委員による協議の結果、会長職務代理者を田中委員さんとする推薦がありました。

会長職務代理者を田中委員さんとすることについて、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がありませんので、会長職務代理者を田中委員さんとすることについて、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がございませんので、会長職務代理者を田中委員さんとすることに決定いたします。

それでは、田中委員さん、会長職務代理者を引き受けていただけますか。

(田中委員から承諾の発言)

(拍手)

ありがとうございました。

次に、議事日程第3、議席の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局長

委員の議席は、周南市農業委員会会議規則第6条第1項で、会長が定める、第2項で、会長は、必要があるときは議席を変更することができる、とそれぞれ規定されております。

慣例で、会長は末尾の番号、会長職務代理者は、その前の番号となっておりますので、田中会長職務代理者さんが15番、藤井委員さんが12番、原田委員さんが13番、歳光委員さんが14番にそれぞれ変更になります。

なお、笠井会長さんは、変更ありません。

以上です。

議長(笠井会長)

ただ今、事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がありませんので、委員の議席は、ただ今の事務局の説明のとおり、決定いたします。

これで、本日の議案の審議は全て終了しましたので、令和2年第4回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会(10時50分)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和2年4月10日

周南市農業委員会

会 長 笠 井 保 雄

委 員 徳 本 勉

委 員 原 田 雅 之